

被処分者	処分の程度	処分年月日	事件概要
市町村立小学校教諭 (県北地区 30代 男性)	戒告	R7.4.18	所有する自家用車の車検証の有効期限が令和6年7月30日(火)、自動車損害賠償責任保険の有効期限が同年8月26日(月)であったにもかかわらず、更新手続きを失念し、令和7年3月4日(火)まで、それぞれが有効期限切れの状態ですべて自家用車を運転したものである。
県立高等学校教諭 (いわき地区 60代 男性)	戒告	R7.7.18	令和7年4月から同年6月上旬にかけて、担任を務めるクラスの男子生徒1名に対して、提出物について指導した際などに、頭頂部を平手で叩き、同生徒に精神的苦痛を与えたものである。
市町村立中学校教諭 (県北地区 50代 男性)	戒告	R7.7.18	顧問を務める部活動が全国大会に出場することになった際、出場選手を対象とした市町村からの激励金について、令和5年度及び令和6年度の2回、申請先の市町村から交付されたにもかかわらず、校内での処理を適正に行わなかったとともに、激励金を保護者に渡すことを令和7年2月まで失念したものである。
県立高等学校教諭 (県中地区 20代 男性)	免職	R7.11.14	令和7年7月31日(木)午後6時30分頃、郡山市内の商業施設の女性用トイレに侵入して個室内の女性を撮影しようとし、同年9月16日(火)午前9時55分に建造物侵入の容疑で逮捕され、同年9月26日(金)罰金10万円の略式命令を受けたものである。
県立高等学校実習助手 (県北地区 50代 男性)	減給1月	R7.11.14	令和7年8月5日(火)午前10時30分頃、私用のため自動二輪車を運転中、指定速度時速50キロメートルのところを時速86キロメートルで走行し、時速36キロメートルの速度超過で速度違反取締中の警察官に検挙され、令和7年10月8日(水)罰金6万円の略式命令を受けたものである。
県立高等学校 特定年度任用職員(非常勤講師) (20代 男性)	免職	R7.12.25	令和7年10月、被害女性が18歳未満であることを認識しながら、同女性にわいせつな行為を行ったものである。
市町村立小学校校長 (県北地区 50代 女性)	停職12月	R7.12.25	令和7年10月15日(水)の勤務時間中、勤務校の校長室において、自宅から持参した缶入りのアルコール飲料を飲酒した。また、10月15日以前から、職員会議やPTA総会で居眠りするなど職務を怠り、服務監督権者である市町村教育委員会から、勤務態度について繰り返し指導されていたにもかかわらず、是正されなかったものである。
市町村立中学校教諭 (会津地区 20代 男性)	免職	R8.2.6	令和7年11月下旬から同年12月9日(火)にかけて、盗撮目的で勤務校の男子用トイレの個室に侵入して小型カメラを設置し、同個室を私用していた被害者の様子を撮影して記録した。これらにより、12月26日(金)、刑法違反(建造物侵入)、性的な姿態を撮影する好意等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律違反(性的姿態等撮影)及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反(児童ポルノ製造)の罪で略式起訴され、同日付けで罰金70万円の略式命令を受けたものである。
市町村立学校特定会計年度任用職員 (県中地区 40代 女性)	戒告	R8.2.6	令和7年4月11日(金)午後2時20分頃、私用のため自家用車を運転中、郡山市内の県道において、前方不注意により、前方から走行してきた自転車が右折して道路を横断したことに気付くのが遅れ、自車右前部を同時転写に衝突させ、同自転車両輪を破損させるとともに、同自転車の運転手に重傷を負わせたものである。